

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	令和6年度第1回武蔵村山市介護保険運営協議会
開 催 日 時	令和6年11月20日（水） 18時30分～19時40分
開 催 場 所	武蔵村山市民総合センター 中会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：矢野委員、後藤委員、角田委員、横山委員、神崎委員、栗原委員、菅原委員、進藤委員、田村委員、大塚委員、松林委員 高齡・障害担当部長、高齡福祉課長、介護認定給付係長、地域包括ケア係長、高齡者支援係長、管理係長、管理係主任 欠席者：なし 傍聴者：なし
議 題	協議事項1 介護保険運営協議会会長の互選について 協議事項2 介護保険運営協議会副会長の指名について 協議事項3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営事業者の公募について 協議事項4 武蔵村山市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について 協議事項5 令和5年度地域包括支援センター活動実績について 協議事項6 第五次高齡者福祉計画・第八期介護保険事業計画の充足状況について 協議事項7 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	協議事項1：介護保険運営協議会会長については、矢野委員が選出された。 協議事項2：介護保険運営協議会副会長については、後藤委員が指名された。 協議事項3：今年度も引き続き公募を行うことで承認を得た。 協議事項4：一部改正することで承認を得た。 協議事項5：活動実績について、承認を得た。 協議事項6：充足状況について、承認を得た。 協議事項7：次回開催は令和7年度の夏頃を予定、その他必要に応じて随時開催することで承認を得た。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	開会 委員自己紹介 事務局紹介 高齡・障害担当部長挨拶 協議会説明 【協議事項1 介護保険運営協議会会長の互選について】 事務局：（協議事項1について説明） 各委員より意見等はないか。

委員： 矢野委員にお願いしたい。
事務局： 異議はあるか。
委員： 異議なし。
事務局： 会長は矢野委員とする。

【協議事項2 介護保険運営協議会副会長の指名について】

会長： 協議事項2「介護保険運営協議会副会長の指名について」事務局から説明をお願いする。
事務局： (協議事項2について説明)
会長： 知識・経験豊富な後藤委員を指名する。

【会議の傍聴、会議録の作成及びホームページへの掲載について】

事務局： (説明)
会長： 公開することを了承いただけるか。
委員： 異議なし。

【協議事項3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営事業者の公募について】

会長： 協議事項3「定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営事業者の公募について」事務局から説明をお願いする。
事務局： (協議事項3について説明)
委員： 質問・異議なし
会長： 市民のニーズがある事業のため、整備に向け引き続きお願いしたい。

【協議事項4 武蔵村山市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について】

会長： 協議事項4「武蔵村山市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について」事務局から説明をお願いする。
事務局： (協議事項4について説明)
会長： 包括支援センターのセンター長である菅原委員から御意見を伺いたい。
委員： 人材不足である事については強く感じているところではある。そのため、このような改正がされる事については理解できるが、質を確保しつつというのが難しい部分ではある。
会長： 事業所あつてのものだとは思いますが、市の考えとしても市民サービスの質の向上が確保された上での改正という判断だと思うので、承認することとしたいが他に意見はあるか。
委員： 異議なし

【協議事項5 令和5年度地域包括支援センター活動実績について】

会長： 協議事項5「令和5年度地域包括支援センター活動実績について」事務局から説明をお願いする。
事務局： (協議事項5について説明)
委員： あくまで感想だが、自分が関わっている中で包括支援センターの職員の方々は本当に大変な量の活動をされていると感じる。今後も現場はさらに忙しくなると思われ、働いている方が心配になる。
委員： 私の所属する法人で西部の包括支援センターを運営している

が、相談件数が突出しており、エリアの面積も大きい。職員も苦勞している状況で、人員基準の緩和は良いものの、やはり質の確保が課題である。3職種の人材確保も難しく、行政の支援もお願いしたいところではある。

また、包括によって委託料に差がある点も難しいところである。現場が大変な中で増員を求める声もあるが、明確な基準がない状態では増員すべきか判断し難いため、市として共通の基準を示してもらいたい。エリア内の高齢者人口や相談件数に応じ、どのくらいの規模であればどれだけの人員が適切で、それに対しいくらの委託料を支払う、といった基準を示してもらえた方が、運営する側としても職員に対して示しやすくなる。

会 長： 今の意見に対して事務局から何か説明はあるか。

事務局： まず、今回の人員基準の緩和について簡単に説明する。いわゆる3職種と呼ばれる保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の人員について、基準に基づいて各包括に配置されているが、市町村、あるいは区域によっては人員の確保が困難な場合がある。その際に、市全体で捉えた場合に基準を満たしていれば、どこか1つの区域が基準を満たしていなくても市としては問題がないという扱いにする改正となっている。

活動実績については、年度によってばらつきはあるが、全体的に増加傾向である。先程話があった西部地域については地域特性として担当地域が広い、高齢者数が多いといった特性があり、緑が丘地域については高齢者数に対して活動量が多いという特性がある。また委託料についても話があったが、それについては基本的に市と法人との話になる。ただ、一定の基準という話は以前にも要望をいただいております、本市としても各市町村の主管課等と情報交換を始めている。基準を定めている自治体もあれば、定めていない自治体もあり、各地域の特性に応じた形で運営しているところである。そういったことを勘案した上で各法人と話をしていきたいと考えている。何かを変えようとする際には、この運営協議会を通じて皆様にもお示しさせていただきたいと考えている。

会 長： 今後も調整を続けるということであるが、日常において各事業所と連絡調整を行う中でいろいろな話が出てくると思われる。事務局には引き続きよろしくお願ひしたい。他に意見はあるか。

委 員： 制度改正について、人員基準を緩和したとして、市として実際に活用しようという具体的な考えはあるのか。国が改正したからとりあえず市も改正しようということなのか。また、活動実績について、忙しいと言っているが、延べ人数、実人数等の数値の意味が分からないので教えてもらいたい。見たところ相談件数が膨大な量に思えるが、何が問題でそうになっているのか。

事務局： まず1点目の制度改正の趣旨について、現在の本市の状況について説明する。市内には4つの包括支援センターがあり、担当地域ごとの65歳以上人口に応じて3職種の人員基準が国で定められており、市でも条例で定めている。現在のところ、各地域包括支援センターにおいていずれかの職種が足りなくなっているという状況にはない。しかし、退職者が出た際に次がなかなか見つからないと言った話は耳にする。そのような状況が長期化、あるいは常態化した場合に、今回の条例改正を行っておくことで、他の圏域に協力を求める連携体制を整えることができる。今回条例改正を行うのは、万が一本市が人員不足になった場合に対応でき

る体制を整えておくという趣旨であり、現時点での改正による方法での運用は考えていない。今後対応が必要となった場合には、概要にあるとおり運営協議会の場で具体的な運用についてお諮りしなければならない。それに備えての今回の改正である。このまま人材が確保され続ければ今回の改正が適用されることはない。

次に、活動実績については相談件数に対して実人数が少ないのではないかと、といった御指摘で良いか。

委員： そもそもどういう数値なのか、ということである。

委員： 実人数とは、令和5年度の中で実際に何人に対応したかを指す数値であり、延べ人数は1人に対して10回対応していれば10件として計算する相談の総件数という違いである。

事務局： 例えば、西部の件数で見ると、実人数625人に対し延べ人数が8,019回となっているが、これは625人に対し、1人あたり平均12回程度対応を行っていることになる。

委員： 1回で解決する人もいれば、1日に何度も、毎日のように連絡してくる人もいるため単純に平均というのはあてにならないが、おおむねそのような意味合いの数値である。

事務局： 3点目の相談形態・件数については、電話・訪問の件数が多くなっているが、相談の主訴については市で集計を行っていない。案件としてあるのは、先程話にあったような同じことを何度も訴えてきてしまう人がいたり、資料の下側にある包括的支援事業にもあるような虐待対応・困難事例といった権利擁護事業の対応もある。1度では解決せず、何度も調整をしながら解決に向かっていくものであるため、対応の回数が多くなる。そういった案件の積み重ねがこのような件数として出ていると考えている。

委員： 相談内容の統計は取っているが、非常に多岐に渡るため、細かく内容を言っていると際限がなくなってしまう。

委員： 相談内容として多いのは介護保険に関する内容だと思うが、内容の内訳は集計していないため、大切な御指摘だと感じた。

委員： 集計を取るのは大変なことだとは思いますが、負担の大きい部分に重点的な対策を行った方が効率的になるのではないかと。

委員： 西部は他の地域に比べ訪問対応が突出して多いが、地域性によるところが大きい。面積が大きく、包括支援センターの位置も南寄りに立地しているため、高齢者が来所し難く必然的に訪問が増えてしまう。対策といっても、そうした理由で差が出てしまうのは致し方ないところでもある。

会長： 貴重な提言であることは間違いないと感じるところであり、事務局だけでなく私たちも参考にしつつ、今後も意見を交わしていきたい。

【協議事項6 第五次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画の充足状況について】

会長： 協議事項6「第五次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画の充足状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局：（協議事項6について説明）

委員： 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、地域密着型サービスであると認識しているが、市内に事業所がないにもかかわらず実績があるのは他市の事業所の利用があったということか。

事務局： 御指摘のとおりである。市内の事業所しか利用できないのが原

	<p>則であるが、自治体間の同意があれば利用できる制度となっている。令和5年後の実績については昭島市の事業所を利用している。</p> <p>委員： 定期巡回・随時対応型訪問介護看護運営事業者を公募することだが、第9期の事業計画では令和6年度以降のサービスの利用見込みやサービス費の推計がゼロになっている。今後事業者が見つかった場合はどうなるのか。</p> <p>事務局： 介護保険事業計画の策定においては、全ての自治体で国が示している見える化システムを利用している。システムには近年のサービス利用の動向、各市区町村に所在する事業所の数や利用量等のデータが蓄積されており、それを基に将来推計をする仕組みとなっている。先程御指摘のとおり定期巡回・随時対応型訪問介護看護は地域密着型サービスであり、市内に事業所がないことから推計上の数値はゼロとなる。実際には他市の事業所を利用する方がいるため、利用の実績としては上がってくる。</p> <p>委員： 飽くまで見込みということであれば、見込みから乖離が出てくれば保険料にも影響が出てくるのか。</p> <p>事務局： 御指摘のとおりとなる。</p> <p>【その他】</p> <p>会長： 「その他」について、事務局から何かあるか。</p> <p>事務局： (次の開催予定、会議録の送付、報酬の支払いについて説明)</p> <p>終 了</p>
--	---

<p>会議の公開・非公開の別</p>	<p>■公開 傍聴者： <u> 0 </u> 人</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非公開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p style="font-size: 2em;">()</p>
--------------------	--

<p>会議録の開示・非開示の別</p>	<p>■開示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示 (根拠法令等：)</p> <p><input type="checkbox"/>非開示 (根拠法令等：)</p>
---------------------	---

<p>庶務担当課</p>	<p>健康福祉部高齢福祉課 (内線：632)</p>
--------------	-----------------------------

(日本産業規格A列4番)